

○ 岡山県後期高齢者医療広域連合民間企業等職員の受入れに関する要綱

令和3年4月1日
広域連合告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等に勤務する職員（以下「民間企業等職員」という。）を岡山県後期高齢者医療広域連合行政実務研修員（以下「研修員」という。）として受け入れることに関し必要な事項を定めることにより、職員相互の交流と資質の向上を図り、もって岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）施策の推進に資することを目的とする。

(受入れの基準)

第2条 研修員の受入れは、前条の目的に合致するとともに、広域連合の事業運営の公平性を阻害するおそれがないと広域連合長が認める場合に限るものとする。

(研修期間)

第3条 研修員の研修期間は、2年以内とする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、当該民間企業等職員が勤務する民間企業等（以下「派遣元企業等」という。）と協議の上、2年を超える研修期間を定め、又は研修期間を延長し、若しくは短縮することができる。

(業務)

第4条 研修員は、広域連合における配属先の所属長が指定する業務に従事する。

(勤務時間その他の勤務条件)

第5条 研修員の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、広域連合一般職の職員の例によるものとし、その他の勤務条件については、派遣元企業等と協議の上、決定するものとする。

(旅費)

第6条 研修の実施に伴い必要となる出張旅費等の費用については、原則として派遣元企業等の負担とする。ただし、公務に係る出張旅費等の費用については、広域連合が負担する。

2 前項ただし書の出張旅費等の支給方法は、広域連合一般職の職員の例による。

(研修中の災害及び通勤による災害)

第7条 研修中の災害又は通勤による災害については、派遣元企業等の業務上の災害又は通勤による災害として取り扱い、派遣元企業等の責任において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 研修員は、研修期間中に職務上知り得た秘密を研修期間中及び研修期間終了後において漏らしてはならない。

(服務)

第9条 研修員は、研修期間中、広域連合一般職の職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

(服務の宣誓)

第10条 研修員は、研修開始に際して、宣誓書(様式第1号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 研修員は、研修期間中、広域連合が配布した名札を着用するものとする。

(研修員の受入れ事務)

第11条 研修員の受入れに関する事務は、総務課において処理するものとする。
(協定の締結)

第12条 前各条に規定するもののほか、研修員の給与、その他研修員の受入れに関して、派遣元企業等と広域連合は、協定を締結するものとする。
(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修員受入実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

様式第1号（第10条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

④